

2011年6月6日

環境省 自然環境局 野生生物課長 殿
経済産業省 製造産業局 紙業生活文化用品課長 殿

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目5番4号末広ビル5階

特定非営利活動法人 トラ・ゾウ保護基金 (JTEF)

事務局長 坂元雅行 (弁護士)

象牙違法取引事件 (2011年5月11日逮捕) を受けて、

緊急にとられるべき国内象牙流通管理上の措置に関する申入れ

当会は、野生生物の生息地における保全活動及び保全に関する調査研究・政策提言・普及啓発等の活動を行う NGO です。絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (ワシントン条約)、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法) の実施及び法執行についても、活動の中心的課題の一つとして取り組んできたことから、標記事件を受けて緊急にとられるべき国内象牙流通管理上の措置に関し、以下のとおり申入れます。

申入れの趣旨

- 1 本件象牙業者らに対する業務停止命令
株式会社タカイチ、本件象牙製造業者ら及びそれらの者が経営にかかわっている特定国際種事業者 (以下「本件象牙業者ら」という) に対し、象牙 (特定器官等) の譲渡しの業務のすべてを3月の間停止するよう命じること
- 2 本件象牙業者らが今後行なう象牙登録申請の受理拒否
本件象牙業者らが今後行なう象牙 (全形を保持した牙) の登録申請を受理しないよう、登録機関 (財団法人自然環境研究センター) に指示すること
- 3 本件象牙業者らが今後行なう象牙製品認定の受理拒否
本件象牙業者らが今後行なう、適正に入手された原材料から製造された製品であることの認定申請を受理しないよう、認定機関 (財団法人自然環境研究センター) に指示すること
- 4 本件象牙業者らが保有するすべての登録象牙にかかる登録票の返納の指示
本件象牙業者らに対し、それらが保有している登録象牙を今後は市場に流通させないために、当該登録象牙にかかる登録票の返納を指示すること
- 5 本件象牙業者らに対する廃業届出提出の指示
本件象牙業者らに対し、保有する在庫象牙を焼却する処置をとる前提で、廃業届の提出を指示した上、在庫の焼却処分が適正に実施されるよう監視すること
- 6 本件象牙業者らが既に譲り渡した象牙の転売を防止するための指示
本件象牙業者らから登録象牙あるいは特定器官等たる象牙を遅くとも平成20年6月以降に譲り受けた特定国際種事業者に対して、当該象牙あるいはそれを加工した製品等を第三者へ譲渡し等しないよう指示すること
- 7 標章 (いわゆる認定シール) 返納の指示
本件象牙業者らから象牙製品とともに交付された、適正に入手された原材料から製造された

製品であることを認定した標章（いわゆる認定シール）の交付を受けた特定国際種事業者に対し、その返納を指示すること

- 8 取引記載台帳の徴求
すべての特定国際種事業者に対し、ただちに取引記載台帳の提出を求めること
- 9 本件象牙業者らによる虚偽報告、虚偽認定等の事実の追及
本件象牙業者らについて、業の届出以降、報告徴収における虚偽報告、立入検査における虚偽陳述あるいは象牙製品の虚偽認定の事実がなかったどうかを追及すること
- 10 許可古物商の特定国際種事業届出状況の把握
古物商許可を受けている者による象牙製品取扱い及びそれらの者の特定国際種事業届出の状況について実態を把握し、公表すること
- 11 1～10の事項に対する可及的速やかな対応
上記対応は可及的速やかに、遅くとも本件で有罪判決が確定した時点では直ちに執行できるよう準備を整えておくこと

申入れの理由

本件で逮捕された2名の象牙製造業者の逮捕時の容疑は、2010年（平成22年）3月から6月にかけて計10回に渡り、21本の象牙を無登録で譲り受けたというものです（産経新聞2011年5月11日）。

上記によれば、本件象牙業者ら（株式会社タカイチ）は、少なくとも平成20年6月から平成21年6月にかけて約2億8000万円相当の象牙を仕入れていたが、その多くが無登録すなわち適正に入手されたことの裏付けのない、違法な譲り受けだったということです。

これが事実であるとすれば、容疑の前提となっている21本の取引だけでなく、過去の相当数の取引において違法な象牙取引が行なわれていた可能性があります。その場合、本件象牙業者らが市場に流した違法な象牙が、その取引先である（適正に入手した象牙の譲渡しを行なうべき）特定国際種事業者の手によって、転々流通する状況が進行中であるおそれがあります。また、それら象牙が最終的に製品に加工された際、種の保存法に基づき「適正に入手された原材料から製造された象牙製品」との認定を受け、認定内容が真実であると誤信させられた一般消費者が損害を受けるおそれもあります。このような事態となれば、わが国の国内象牙流通管理制度の基盤を揺るがしかねません。

今回報道に現われている数字だけでもその影響力が量り知られるところですが、従来から業界内では周知となっている、本件象牙業者らの象牙国内流通に果たしてきた役割を考えれば、これらの者が「市場に持ち込んだ違法性」は、広く深く拡散しており、今後も一定期間は拡散し続けるおそれがきわめて高いといえます。

このような事態を防止するためには、申入れの趣旨に述べた事項を可及的速やかに実施することが不可欠です。

以上の理由から、本申入れを行なう次第です。

注記：国内で仕入れられた登録済象牙（全形を保持した牙）の由来を再検証する必要性

本件象牙業者らを含め、大手の象牙製造業者らは、未加工象牙および磨き牙の買い取りを積極的に広告しています。現に、公式に輸入された象牙（1999年及び2009年）以外にも、条約適用前に国内で取得された象牙として、象牙（ホール・タスク）の登録が毎年行なわれています。たとえば、2005年には3,877.07Kg（252本）の象牙が新たに登録されています。2005年1月～2006年1月のデータによれば、新規に登録されたホール・タスク279本中246本（88%）が象牙事業者以外の者が登録を受けたものでした（環境省資料による）。

しかし、1990年の取引禁止後、20年以上を経過してなお、これだけの象牙が個人から供給され、業者の在庫を増加させ続ける実態は一見して奇異といえます。この現象の説明としては、1970年代の早い時期に象牙業者が投資の対象として磨き牙の需要が高くなり、その当時買い入れられたもの、という仮説が業界関係者によって語られています。しかし、ここでは、オイルショックに続く1974年以降、収集家は象牙に何の興味も示さないようになり、すでに買い込んでいた人々の中には店に売り戻そうとした者もいた事実が語られていません。しかも上記の時期から今日までの間に既に35年以上が経過しているのですから、現時点で1970年代当時の象牙が大量に個人に所有されている根拠としてはあまりに薄弱と言わざるを得ません。上記のような仮説に依存することは、出所違法な象牙のロンダリングを見逃すことにつながりかねません。

以上の点から、本件象牙製造業者らの在庫象牙の出所については、登録済のものも含め、厳しく再検証される必要があります。

以上